

乱暴な引き下げに反対

生活保護費

安倍政権は生活保護費の大幅削減を打ち出し、食費などをまかなう生活扶助費を3年間で740億円も削るとしています。法律の専門家の立場から、生活保護基準引き下げの動きにたいし強い反対を表明している日本弁護士連合会の武井共夫副会長に聞きました。

(西口友紀恵)



が行われようとしていることを国民に知ってほしいと思います。

間違った議論

私たちは、低所得世帯(下位10%)の消費水準と比べて生活保護

利用者の水準が高い、低いという基準部会の議論自体が間違っていると批判してきま

した。生活保護を利用する資格がある人のうち現に利用しているのは2割ほど。「受給漏れ」が多数含まれる低所得世帯と比較すれば、基準額は下がる一方となってしまうからです。そこへ新たに、「物価が下がっている」からと、その分も加えた大幅な引き下げ幅が示され、驚かされました。「まず引き下げありき」に強い危懼をもっています。

市民にも影響

そもそも生活保護は、憲法25条が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」を具体化したものです。生活

が危うくなったときに一定の要件があればだれもが受けることができます。貧困化が進む日本で、命と人権を守る最後のとりでとして非常に重要な役割をはたしています。

日本の生活保護費(社会扶助費)のGDPに占める割合は0.5%。OECD(経済協力開発機構)加盟国平均の7分の1にすぎません。諸外国に比べても極端に低いのです。

私見ですが、引き下げではなく、むしろ保護がゆきわたることで社会の安心が得られ、内需の拡大につながる、経済にもいい影響を与えると考えます。

いま一番大事だと思えるのは保護利用者の生活実態からみて、これ以上引き下げられたら

どうなるのかを明らかにしていくことです。

もう一つ、保護基準の引き下げは、利用者の生活レベルを低下させるだけでなく、市民生活全体に大きな影響を与えます。最低賃金や、住民税の非課税基準、就学援助の対象基準など、福祉・教育・税制などの多様な施策に連動しているからです。

日弁連は昨年、全国で「生活保護ホットライン」にとりくみ、市民集会も重ねました。会員にはさまざまな立場、考えの人がいます。憲法25条と人権擁護を掲げる弁護士法1条が活動の大前提という共通の基盤に立ち、

論を経て合意をはかっています。社会保障のあるべき姿、政策提言などを積極的に発信し、役割を果たしていきたいと考えています。

日弁連副会長

武井 共夫さんに聞く

命・人権の最後のとりで

日弁連は、弁護士法にもとづいて全国のすべての弁護士(約3万3600人)が参加(強制加入)する団体です。

生活保護費削減の動きにたいし、昨年9月、11月に続いて1月25日に保護基準の引き下げに強く反対する「会長声明」を出しました。

政府は、厚生労働省基準部会の意向をもいっさい無視して、保護費の乱暴な引き下げ